

可能性を検知するアプリの課題などについて指摘がなされまして、まさにCOCOAの課題においてそのとおりになりましたが、こうした指摘はCOCOA導入に当たって取り入れたのでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) COCOAの開発に当たって、海外での事例とか、あるいは国内での様々な事例の検討は行ったようでございますが、今委員から提起のありました論文については検討の対象になっていなかったというふうに聞いております。

総括の報告の中でも、やはりこのCOCOAの準備の時間が足らなかった、それから平時に有事の備えの体制がなかった、そうしたことが指摘されておりますので、次回に向けてそうした課題についてしっかりと対応できるように対処していかねければならぬと思っております。

○和田政宗君 指摘をしたいのは、国立情報学研究所は文科省の所管です。いろいろそのCOCOAについては内閣官房ですとか厚労省動いたわけですけど、やはりそこをしっかりと束ねて情報上げるということが重要であるというふうに思いますので、何とかお願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○三宅伸吾君 自由民主党の三宅伸吾でございます。質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

少し質問の順番を変えまして、まず法務省出入国在留管理庁の方からお聞きをいたします。

現在、日本には多くの外国人労働者がいますけれども、本日は技能実習制度を取り上げたいと思います。

まず、実習生の転籍についてお聞きをいたします。

技能実習制度一号、二号の転籍に関する制度の概要、そして転籍を原則認めない理由は何か。さらに、転籍を許す例外規定はあるでしょうか。そしてまた、その転籍の実数値を教えてください。最後に、技能実習一号、二号で年間の失踪

者数は大体お幾らでしょうか。

○政府参考人(西山卓爾君) まず、転籍について御質問がございました。

技能実習は、限られた期間内に計画的かつ効率的に技能等を修得するという観点から、原則として実習先の変更を認めておりません。しかし、やむを得ず技能実習の継続が困難になった場合、かつ本人が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更が可能となっております。

具体的には、例えば実習先における人権侵害行為があった場合はもとより、実習先の経営上、事業上の都合のほか、労使間や対人関係の諸問題など、現在の実習先で技能実習を続けさせることが技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わない事情がある場合には、相当程度柔軟に実習先の変更を認めているところでございます。

お尋ねの転籍した技能実習生の数につきまして、在留資格、技能実習で在留する技能実習生本人から入管法上の活動機関の移籍に関する届出がなされた件数で申し上げますと、令和三年の一年間で約六千七百件となっております。

それから、技能実習生の失踪者についてお尋ねがございました。

令和四年の技能実習生の失踪者のうち、技能実習一号は三千八百四十四人、技能実習二号は四千六百五十三人となっております。

○三宅伸吾君 たいま技能実習制度の見直しの議論が進んでおりますけれども、一号、二号の今御説明いただきました現行制度に關しまして、原則転籍の禁止、これにつきまして規制の緩和を求める意見と、そして今のままでいいではないかという意見があるというふうに聞いております。その二つの意見につきまして概要をお知らせください。

○政府参考人(西山卓爾君) 現在開催されております技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において、転籍の在り方を論点の一つとして御議論いただいているところ、有識者からは、転籍が原則として認められていないこと

が技能実習生への様々な人権侵害を発生させる原因となっている、また、暴行や虐待という普通の雇用形態では考えられない人権侵害を防止するには転籍制限をなくすことが不可欠である、人権の遵守が国際的にも非常に厳しく要求されていることから国際的な批判に耐えられる制度設計にすべきであるなどの転籍制限の緩和を求める御意見がございました。

他方、現行制度の維持を求める意見としては、技能実習の観点から考えれば、三年程度は技術をしっかりと身に付け、生活する上で必要な日本語も身に付けてもらう期間として原則転籍不可という制度設計で見直すことが重要、あるいは、技能実習には一定の期間が必要であり、受入れ費用負担、事業計画等の観点からもほとんどの事業者が技能実習生の一定期間の在籍を望んでいるなどの御意見がございました。

○三宅伸吾君 ありがとうございます。

私は、技能実習制度につきまして、光の部分もたくさんございませうけれども、見直しをしているところとございませうので、影の部分も二点お知らせしたいと思います。

まず第一点目は、賃金の問題でございます。最低賃金に張り付いているケースが多いというふうな聞いております。そして二点目が、技能実習開始後、原則三年間は転籍ができないという仕組みになっております。

一点目に申し上げました、最低賃金に張り付いているケースが多い、その一因にはやっぱり転籍ができないからではないかと考えております。また、技能実習生のごく一部ではございませうけれども、人権侵害があり、内外から厳しい御批判を受けております。その大きな要因に、パワハラ等があっても職場をなかなか変更できないという現行の制度がございませう。

現行の仕組みは、国際貢献を狙いとしたしまして実習を積んでもらうということと。そして、母国に帰って日本のノウハウを移転をするということとであります。ただ、日本に慣れ親しんでいる

い外国人の実習であるため、日本の文化とか、当然、言葉を知る意味でも、少なくとも一定期間、私は半年とか一年間くらいは同じところで実習を積むということは当然ある程度妥当な考え方だろうと考えます。

一方、今後も人材確保、労働力の確保、これ一本に絞って制度を抜本的に変更するとした場合には、やはり労働者でございませうので、日本人にない規制を外国人だけに厳格に適用するのはやはり妥当ではないと考えます。

技能実習生に転籍を広く認めると、ただ、問題も起きてまいります。みんな東京に行ってしまうんじゃないか、大阪、名古屋に行ってしまうんじゃないかという、地方が困るといふ批判を中小企業の方、経営者の方からお聞きしますけれども、労働力確保という一本に絞って制度を見直すのであれば、日本人に対して規制を掛けていない分野について外国人にだけ掛けるというのは、これはなかなか国際的には通用しないんだと思います。理念といたしましては、日本人労働者と同等の扱い、又はそれに近い扱いをするのが多分国際標準だろうと考えております。

人材確保、そして労働力確保のために新たな仕組みを創設しても、日本語が余りできない、スキルの低い外国人の場合には、先ほど申し上げましたように、一定期間、生活の研修のために、最初の受入れ企業などが初期投資を現状いたしております。まあ世話をしているわけでございますけれども、もしそれが無いと外国人も日常生活に困り、職場が回らない、地域社会との共生もできないんだらうというふうに思います。

今回、政府は新たな仕組みを、人材の確保と人材育成という二つの目的を掲げて制度設計を目指しているというように私は拝察をいたしております。だとすれば、転籍を限定的に認める場合には、最初に初期投資をして、日本に初めて来られる方が多いんでしょう、その方に日本語を少し教え、日本の文化、そして地域社会との付き合い方について手取り足取り教えてくれた最初の企業の

方、まあ生産法人も、農業生産法人もあるでしょうけれども、そうした方々が投資した分をしっかりとある程度は回収できるような仕組みをつくりませんと、正直者がばかを見るというか、真面目に日本にきた外国人の世話をした方、世話をした企業さんから見ると、せっかくならば教えてあげて世話をしたあげたのに、ちよつと日本に慣れ親しんだら大阪、名古屋、東京へ行つてしまふ、これはやっぱり余りにもかわいそうだと私は思います。

ですから、人材の確保と人材育成、両にらみの制度設計をする場合であればある程度転籍は認められるけれども、初期投資をしっかりとある程度回収できるといふか保証するような仕組みがあつた方がいいのではないかと私はかねて主張いたしておりますけれども、その点、法務大臣、どのようなお考えでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 現在開催されております技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において、御指摘のような転籍の在り方を論点の一つとして今御議論いただいておりますところでありませう。

御指摘の受入れ企業の初期投資費用の負担の在り方については、有識者会議では、自由意思で転籍を認める場合、入国の際の旅費等の費用負担について次に受け入れた事業者が支払ふこと等も検討が必要であるという御意見ですとか、受入れ企業においては来日時のコストだけではなく育成をするプロセスにおいても相当なコストを負担しているところ、コストを掛けても賃金が高いところに転籍されてしまふという不合理な問題がある、こういった御意見をいただいております。

こうした御意見を受けて、中間報告では、検討の方向性として、転籍制限の在り方については、受入れ企業等における人材育成に要する期間、受入れ企業等が負担する来日時のコストや人材育成に掛かるコスト、産業分野や地方における人材確保及び人材育成、我が国の労働法制との関係、労働者の権利行使に与える影響など新たな制度の目的である人材確保や人材育成との関係を踏まえた

総合的な観点から、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこと、こういったことなどが示されているところでありませう。

私は、三宅委員の御指摘はごもっともだと思います。有識者会議においても中間報告で示された検討の方向性に沿つて最終報告書の取りまとめに向けた議論がなされていくことになりませうが、いづれにしても、私としては委員の問題意識は分かるので、有識者会議での議論を踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら政府全体でしっかりと検討を行つていきたいと考えています。

○三宅伸吾君 齋藤法務大臣、是非しっかりとした丁寧な議論を重ねて、いい結果を出していただきたいと思ひます。

法務省、そして入管庁の質問は以上でございますので、委員長、御配慮を賜ります。

○委員長(佐藤信秋君) 法務大臣と入管庁は御退出して結構です。

○三宅伸吾君 これに関連しまして、厚生労働省にお聞きをいたします。

先月公表されました令和五年の日本の将来推計人口についてお聞きをいたします。

出生中位の推計によりませうと、我が国では、二〇七〇年ですと、二〇七〇年に外国人が人口の一分を越えるという推計が公表されております。

この推計につきまして、外国人はどのように取り扱ひ、こうした推計の結果となつたんでございませうか。

○政府参考人(中村博治君) お答え申し上げます。

先月、国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました将来推計人口でございますが、国際的に標準とされる人口学的手法を用いて、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について、現状で求め得る実績データに基づき、過去から現在に至る傾向、趨勢を将来に投影する形で推計されております。

御指摘の外国人に関する仮定でございますけれども、従来から国勢調査年までの過去五年間の実績

を基本として設計されており、今回も新型コロナウィルス感染症の影響を大きく受けました二〇二〇年のデータを除外して、二〇一六年から二〇一九年にかけての外国人の入国超過数が年平均十六万人であつたという実績を基に、外国人の入国超過数の仮定を年十六万人と設定し推計されたものでございませう。

なお、より厳密に申し上げますと、二〇四〇年まで年十六万人と仮定し、二〇四一年以降は総人口に対する入国超過率が一定になるように推計されているものでございませう。

○三宅伸吾君 コロナが始まる前の四年間の外国人の入超者数の平均値を取り、ざっくり言うと、今後約五十年間、その外国人の入超分がほぼ続くであろうという推計であれば、五十年後に、二〇七〇年に日本人の人口のうち一分が外国人になるという理解でよろしいですか。

○政府参考人(中村博治君) 委員御指摘のとおりでございます。先ほど申し上げました将来推計人口の推計方法に基づきませうと、中位推計、仮定では、二〇七〇年の総人口は八千七百万人、うち外国人人口は九百三十九万人となり、総人口の一〇・八％になるものと推計されております。二〇七〇年には外国人人口が総人口の一分を越えている推計となつております。

○三宅伸吾君 様々な議論の仕方あるかと思ひますけれども、先ほど技能実習制度の議論をしました。そしてまた、特定技能制度についても今制度改正の議論をいたしております。

いづれにしても、我が国の社会におきまして、外国人の労働者、そして労働者だけではなく様々な短期の滞在者、留学生とか様々な方、外国人が増えくるであろうということは間違ひございませんので、外国人労働者問題についてもしつかりした制度改正の議論をしていただきたいと思ひます。

厚生労働省への質問は以上でございます。

○委員長(佐藤信秋君) それでは、中村統括官は御退出いただいで結構です。

○三宅伸吾君 次に、貯蓄から投資への政策について質問をしたいと思ひます。

政府は、長期、積立で、分散して投資をいたしますつみたてNISA等の拡充をしておりまして、税制面などの優遇措置がどんどんどんどん広がつております。金融商品への投資を促して国民の金融資産形成を後押ししようというわけでございます。

その際、前提となりますのが投資先の企業の企業収益を上げるためのガバナンスでございます。そのためには、議決権が適正に行使されて経営者への適正なプレッシャーが掛かるということが大事だと思ひます。もう一つは、金融仲介業者の効率性であります。まあ目利き力とか、手数料がばか高いのでは余り意味がございませう。そしてまた、誠実な金融仲介業者の態度も極めて大事だろつと思ひます。そうしませんと、もし金融商品に投資して損をした場合、市況の変動によるものか、それとも粗悪な金融商品を買つてしまつたために損をしたのか、なかなかアマチュアには分からないんだろつと思ひます。そのために、金融庁は、現行のつみたてNISAについては対象商品を絞り込んでおられるわけですか。

金融庁にお聞きいたしますけれども、現在購入可能な投資の選定基準は何でございませうか。

○政府参考人(堀本善雄君) お答え申し上げます。

現在、つみたてNISAについて購入可能な投資の選定基準でございますけれども、つみたてNISAは家計の安定的な資産形成を支援すると、こういうふうな観点から、少額からの長期、積立で、分散投資を促進するために創設された制度でございます。

こうした趣旨にふさわしいものという観点から対象商品の基準を設けておりまして、インデックス投資の基本とする、あるいは信託契約期間が無期限又は二十年以上であること、あるいは販売手数料がゼロであると、信託報酬が低水準である等が要件となつております。

○三宅伸吾君 私は極めて妥当な選定基準だと思えます。

来年になりますとNISA制度が拡充されまして、例えばつみたて投資枠というものが創設されるわけです。これは、つみたてNISAを拡充した形でございますけれども、その場合の対象金融商品、投資対象金融商品の選定基準はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(堀本善雄君) お答え申し上げます。

新しいNISAにおいても、先ほど申しました、申し上げました現行のNISAの長期、積立、分散投資を促進するとの制度の目的に照らしまして、対象商品の基準は現行のつみたてNISAにおける基準と同様となっております。

○三宅伸吾君 つみたてNISA制度ができて今年で満五年になります。選定基準が妥当であったかどうかについて、数値をもって検証作業をやっているのでしょうか。そしてまた、その結果を受けてどのような知見を得たのか、お聞かせください。

○政府参考人(堀本善雄君) お答え申し上げます。

今般、新しいNISAのつみたて投資枠におきます対象商品の基準の決定するに当たっては、改めてつみたて及び一般NISAの基準を精査いたしました。その結果、先ほど申し上げましたとおり、現行のつみたてNISAにおける対象商品の基準については、長期、積立、分散投資を促進するという観点から見て、新しい制度における基準としても妥当であるという判断をしております。

その一方、金融庁としては、過去の経済動向を踏まえた場合に、総じて申し上げれば長期、積立、分散投資が安定的な資産形成に資すること、これを確認した上で利用者への説明などを行っております。

引き続き、こうした丁寧な分析や広報活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

○三宅伸吾君 いろいろ御説明ございましたけれども、やっぱりこれから投資をしようと思ってる方からすれば、五年前の新しいそのつみたてNISAについて、それぞれの金融商品がどのようなパフォーマンスを少なくともこの五年で上げたのか、やっぱり知りたいと思うんですね。

一般の方でも調べることはできると思いますけれども、百本、最初に、スタート時点は百三本だったと思いますけれども、それ全部を自分で調べるのはなかなか大変でございます。私の質問の意図は、金融庁が五年前に、この商品は粗悪な金融商品ではないよということで絞りに絞って百本余りを選んでいただいております。それ一本一本について、金融庁が個別にそのパフォーマンスを調べた上で、どれぐらいの割合でキャピタルゲインが出たのか、ロスが出たのか、それをある程度分析をして、それをもって国民にしっかりと知らせをするというのが大事ではないかという思いで質問をしたわけであります。

金融庁が作成されている資料ですね、積立、長期、分散投資の効用というか、そのメリットについては資料を今配付いたしておりますけれども、当然、五年でございまして、全部がキャピタルゲインが出ているというのは普通はないんだらうと思っておりますけれども、徐々に、積立期間が長くなるにつれて、分散、長期、積立、積立のこの本質は、高いときには余り買わない、安いときにはたくさん買う、平均を取ると割安に買っているということを仕組みとして担保するための制度であるというふうな理解をいたしております。

鈴木金融担当大臣に是非これはお聞きしたいんですけども、私は、もう素朴な疑問でございまして、一般的にPDCAという言葉がございまして、評価をした上で次の政策、改善した上で次の政策につなげると。このPDCAサイクルを回すというのが私は本当に大事だと思います。

このつみたてNISAについて言えば、仮に投資期間を二十年とすると、つみたてNISA制度

をスタートして五年でございまして、陸上競技でいえばトラックの第一コーナーを回ったということでございます。当然、最終的な評価はまだ当然時期尚早でございますけれども、途中経過をしっかりとフォローして、そしてその概要を国民の皆様様に説明をするというのが私は金融庁の大事な仕事ではないかと思っておりますけれども、私の知っている限り、五年の検証作業の結果に関する報告を見た記憶がございません。

五年前につみたてNISA制度を開始した際には、二〇一八年一月時点でございまして、対象商品は、先ほど私、百三本と申し上げます。訂正いたします、百三十五本と申し上げます。現在は二百二十七本でございますけれども、それらについてどのようなパフォーマンスのかを調べることが本場に簡単にできます。五年目の検証作業を金融庁はやり、かつそれを報告をするということをやっていないわけであります。

パソコンをたたけば数時間でできるわけでございます。当然分析には数日掛かるかもしれませんが、けれども、是非、鈴木大臣にお願いしたいのは、五年目の検証をして、その結果を公表していただきたいと考へます。そうしませんが、これからどんどん税制優遇措置も拡充して、預貯金ばかりではなく、やっぱり健全な形で資産寿命を延ばそうというその国是にかなう観点からも、やはりPDCAをしっかりと回していただきたいというふうなことは希望いたしておりますけれども、鈴木金融担当大臣、お考えはいかがでございますか。

○国務大臣(鈴木俊一君) これまで五年間、つみたてNISAの対象商品のパフォーマンス、それが妥当であったかどうか、まあ選定基準でありまして、検証作業、金融庁はやっていないという御指摘を受けたところでございます。

これに対する我々の考へでございますが、つみたてNISA対象商品のパフォーマンスに基づいて選定基準の検証を行うこと、これは、過去の実績は必ずしも将来の投資成果を保証するものではないことなどから慎重に考へる必要があるのでは

ないかというのが我々の立場でございます。ただ、一方におきまして、来年から新しいNISAのつみたて投資枠が開始されますので、その対象商品の基準を決定するに当たりまして、改めてつみたてNISAの基準を精査いたしました。そして、現行の基準が新しい制度における基準としても妥当であると、そのように判断したところであります。

いずれにいたしましても、今般のNISAの抜本的拡充、恒久化に当たりましては、与党税制改正大綱において定期的な検証の必要性、これが指摘をされているところでございまして、今後、制度の利用状況等も踏まえつつ、家計の安定的な資産形成というNISAの目的に即しているかなど、その政策効果について検証をして、公表の是非も含めて、適切に検討、対応していきたいと考えているところであります。

○三宅伸吾君 是非、公表につきましては、検討ではなくて公表すべきだと強く私は訴えたいと思っております。

選定基準は私は妥当であろうと思っておりますけれども、個別の金融商品についてしっかりと一本一本調べた上で、五年の場合はこれぐらいがゲインがあったけれども何本かはロスがあった、それは当然であります。

しかし、その全体の状況を金融庁は自ら発表せずに、国民の皆さんに、貯蓄も大事ですけれども投資もしっかりやって個人金融資産を増やしましょうと、年金ばかり頼るのは難しいですと、私はそう思いますので、やっぱり年金も大事ですけれども、個人で自らつみたてNISA等を使って資産寿命を延ばし、拡大するというためには、やはり国民の皆様様に国がお勧めをしている新しい金融商品の投資の仕組みでございますので、しっかりと現状を逐次国民の皆様にお知らせするのが私は妥当な政策だと確信をいたしておりますので、繰り返しになりますが、是非検証結果を公表していただくようお願いいたします。

二〇〇〇年から二一年までの間に日本の家計金

融資産、一・四倍にしかならずっておりません。小さな成功体験を積み重ねているというのを国民の皆様にお伝えするためにもですね、報告をよろしく願いたいしまして、質問といたします。

ありがとうございます。

○鬼木誠君 立憲民主・社民の鬼木誠でございます。どうぞよろしく願ひ申し上げます。

本日は、大きく二点について御質問させていただきますと思います。

まずは、経産大臣に、先日の決算委員会でも取り上げさせていただきました人権デューデリジェンス、人権D Dの取組につきましてお尋ねをしたいと思います。

先日の委員会では、人権D Dについての所見をお伺いをし、大臣からは、企業には人権を尊重する責任があり、サプライチェーンも含めた人権尊重の取組をしっかりと行うことで、企業の経営リスクの低減及び企業価値向上を通じて我が国企業の国際競争力強化にもつながるとい御回答をいただきました。さらに、政府として、ガイドラインの作成と企業実務者のための参照資料の作成、公表を行ったということについての御報告もいただきましたところでございます。

政府として、人権課題の重要性について十分に留意をいただいた上で取組が今後も行われるものというふうな期待をしたいというふうな思いですが、前回回答いただきましたガイドラインについて少しお尋ねをしたいというふうな思いです。

昨年の九月、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインというものを策定していただきました。ただ、このガイドラインについては、自動車、電機、機械、金属などの産業が集まった労働団体、金属労協という労働団体でございます。この金属労協の皆さんが、問題点、課題について指摘をなさっています。例えば、ガイドラインに記載がある、企業が、製品やサービスを提供するに当たり、その契約上の立場を利用して取引先に対し一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合、下請

法や独禁法に抵触する可能性がある、こういう記載があるわけですが、このような記載に対しては、国際的に認められた人権を確保する取組は過大な負担ではない、企業が市場経済に参加するための最低限の条件である、下請法や独禁法の抵触について過度に強調することは、人権尊重の取組を取引先に求めない口実に用いられる危険性がある、国際スタンダードに則した人権D Dの取組にブレーキを掛ける危険性があるのではないか、このような指摘がなされている。

また、国際指導原則では、人権を尊重する責任は、人権を保護する国内法及び規則の遵守を超えるもので、それらの上位にあるというふうなされている、ガイドラインにおいても、国際的に認められた人権は国内法よりも優先されることについて記載すべきではないかと、このようなことについても金属労協の皆さんは御指摘をいただいた。私は、これらの御指摘については正鵠を射た指摘だということに思っています。

政府のガイドラインについて、国際スタンダードとやっばり相入れない、あるいは劣っている点があるのではないかと、さらには、人権D Dの取組そのものにブレーキを掛ける危険性もあるのではないかと。このような指摘に対して、日本企業の人権に対する取組は不十分というような評価を他国の企業から受けないためにも、もっとも人権D Dの取組を進める必要がある、あるいはガイドラインについても、指摘を踏まえてというよりも、より一層ブラッシュアップをしていく必要があるのではないかとというふうな考えておりますが、この点につきましての御見解、さらにはガイドラインのブラッシュアップ、見直しということについてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府参考人(柏原恭子君) お答え申し上げます。昨年策定いたしましたいわゆる人権デューデリジェンスのガイドラインは、具体的な取組方法が分からないという企業の声に応えるとともに、国

際連合ビジネスと人権に関する指導原則等の国際的なスタンダードにのっとったものとなるよう、経済産業省に設置した検討会におきまして国連ビジネスと人権作業部会の委員や経済協力開発機構、OECDとの意見交換も行いつつ政府として策定したものであり、国際機関等からも評価されているものでございます。ガイドラインの対象も国際的なスタンダードに沿って、中小企業を含む日本で事業活動を行う全ての企業としております。

その上で、企業がその契約上の立場を利用して取引先に対し一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合、下請法や独禁禁止法に抵触する可能性があるということを指摘しているものでございます。また、国連指導原則が求める内容に沿って、ある国の法令やその執行によつて国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合においては、国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求する必要があるとガイドラインには記述しております。

このように、ガイドラインは国際スタンダードにのっとって策定したものでございます。また、国際スタンダードの今後の発展等に応じて本ガイドラインの見直しも行つてまいりたいと存じます。

○鬼木誠君 ありがとうございます。

国際スタンダードにはのっとっているんだというふうな御回答でございますけれども、先ほど御指摘をさせていただいたように、一方で国際スタンダードという観点から疑義の声が上がっているところでもございまして、その点については改めて指摘をしておきたいというふうな思いです。お答えいただきましたように、更なる見直しでございますと、かブラッシュアップをしていくことが、いわゆるそういう作業を政府が行っていくことが人権課題に対するそれぞれの企業の皆さんの受け止めの重さにもつながっていくものというふうな私としては考えているところでございますので、改めてそのことについても御指摘をして

おきたいというふうな思っています。

やっばり、人権D Dに限らず、人権課題に対する政府の受け止めあるいは構えというものについて諸外国の皆さんからのいろいろな御意見があるというところもございまして、そういう意味では十分さという点についてまだまだ課題が残っているのではないかなというふうな私には捉えています。ある意味、世界各国は人権侵害を排除をするという固い決意で動いている。そのような中、この間、日本政府の、日本国政府の人権意識に対する取組あるいは人権擁護の取組の遅れ等について様々な場面で指摘がなされてきている。人権D Dについても、より強い政府の意思と姿勢が求められているというふうな私としては捉えています。

その上で、今国会において、立憲民主、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党、沖縄の風の四党四会派で参院に法案を提出させていただきました。難民等保護法あるいは入管法改正案、そして昨年六月に立憲民主党が法案提出をしたLGBT差別解消法について、世界から遅れているという指摘がなされている人権擁護に関する政府の姿勢というものがその議論の中で改めて問われることになるのではないかとというふうな思っています。

そこで、LGBTの関係についてお尋ねをしたいと思います。

これまで繰り返し指摘がされてきた、あるいは今日の冒頭の話題の中でお話ございましたけれども、G7の中では日本以外が何らかの形で性的指向、性自認に基づく差別を禁止する法令、あるいは同性婚又はパートナーシップ制を制定している。我が国に対しても国連の人権規約委員会から性的指向や性自認等による差別禁止の法整備が求められている。G7各国からも日本に対して様々な意見が寄せられているところでございます。さらには、経済界から、国内の経済界からも法整備の遅れでございましてか与党取りまとめ法案の十分さというふうな指摘もなされているものと思っております。

先ほど来お話をしておりますように、貿易にお

# 第二百一十一回国 参議院 決算委員会 會議録 第九号

令和五年五月二十二日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十五日

古庄 玄知君

音喜多 駿君

伊藤 孝恵君

五月十六日

友納 理緒君

東 徹君

仁比 聡平君

五月十九日

石井 苗子君

今井絵理子君

吉良よし子君

五月二十二日

石井 苗子君

今井絵理子君

吉良よし子君

伊藤 孝恵君

友納 理緒君

東 徹君

仁比 聡平君

石井 苗子君

今井絵理子君

吉良よし子君

伊藤 孝恵君

友納 理緒君

東 徹君

仁比 聡平君

石井 苗子君

今井絵理子君

吉良よし子君

伊藤 孝恵君

友納 理緒君

東 徹君

仁比 聡平君

石井 苗子君

今井絵理子君

補欠選任  
進藤金日子君  
柳ヶ瀬裕文君  
竹詰 仁君

補欠選任  
森屋 宏君  
石井 苗子君  
吉良よし子君

補欠選任  
松沢 成文君

補欠選任  
神谷 政幸君  
田村 智子君

補欠選任  
佐藤 信秋君

補欠選任  
滝波 宏文君  
三宅 伸吾君  
和田 政宗君  
野田 国義君  
石川 博崇君  
柴田 巧君

補欠選任  
生稲 晃子君  
岩本 剛人君  
越智 俊之君

## 出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 信秋君

理事 滝波 宏文君  
三宅 伸吾君  
和田 政宗君  
野田 国義君  
石川 博崇君  
柴田 巧君

委員 生稲 晃子君  
岩本 剛人君  
越智 俊之君

加田 裕之君  
神谷 政幸君  
佐藤 啓君  
進藤金日子君  
比嘉奈津美君  
宮崎 雅夫君  
森屋 宏君  
山田 太郎君  
鬼木 誠君  
高木 真理君  
羽田 次郎君  
三上 えり君  
上田 勇君  
高橋 光男君  
三浦 信祐君  
松沢 成文君  
柳ヶ瀬裕文君  
竹詰 仁君  
芳賀 道也君  
吉良よし子君  
田村 智子君

松本 剛明君  
齋藤 健君  
林 芳正君  
鈴木 俊一君  
永岡 桂子君  
加藤 勝信君  
野村 哲郎君  
西村 康稔君  
斉藤 鉄夫君  
西村 明宏君  
浜田 靖一君

内閣府健康・医療戦略推進事務局長  
警察庁警備局長  
警察庁警備局警備運用部長  
金融庁総合政策局審議官  
子ども家庭庁成育局長  
デジタル庁統括官  
デジタル庁審議官  
総務省自治行政局長  
総務省自治財政局長  
総務省情報流通行政局長  
総務省総合通信基盤局長  
出入国在留管理庁次長  
外務省大臣官房審議官  
外務省大臣官房審議官  
外務省大臣官房審議官  
外務省大臣官房政策立案参事官  
外務省大臣官房参事官  
外務省大臣官房参事官  
財務省主税局長  
財務省理財局長  
文部科学省総合教育政策局長  
文部科学省初等中等教育局長

内閣府健康・医療戦略推進事務局  
警察庁警備局長  
警察庁警備局警備運用部長  
金融庁総合政策局審議官  
子ども家庭庁成育局長  
デジタル庁統括官  
デジタル庁審議官  
総務省自治行政局長  
総務省自治財政局長  
総務省情報流通行政局長  
総務省総合通信基盤局長  
出入国在留管理庁次長  
外務省大臣官房審議官  
外務省大臣官房審議官  
外務省大臣官房審議官  
外務省大臣官房政策立案参事官  
外務省大臣官房参事官  
外務省大臣官房参事官  
財務省主税局長  
財務省理財局長  
文部科学省総合教育政策局長  
文部科学省初等中等教育局長

松野 博一君  
河野 太郎君  
谷 公一君  
高市 早苗君  
後藤 茂之君  
秋野 公造君  
里見 隆治君  
森田 祐司君  
山中 伸介君  
亀澤 宏徳君  
村山 一弥君  
窪田 修君  
畠山 貴晃君  
榊原 毅君  
吉田 徳幸君

西辻 浩君  
原 和也君  
迫田 裕治君  
堀本 善雄君  
藤原 朋子君  
村上 敬亮君  
内山 博之君  
吉川 浩民君  
原 邦彰君  
小笠原陽一君  
竹村 晃一君  
西山 卓爾君  
石月 英雄君  
伊藤 茂樹君  
竹谷 厚君  
岡野結城子君  
林 誠君  
池上 正喜君  
住澤 整君  
齋藤 通雄君  
藤江 陽子君  
藤原 章夫君